

川崎市要介護者生活支援ヘルパー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 要介護者生活支援ヘルパー派遣事業（以下「事業」という。）は、要介護と認定されたひとり暮らし等にあつて介護保険の給付サービスだけでは在宅生活を営むのに困難な状況である高齢者に対して、家事援助等の生活援助サービスの提供を行うホームヘルパーを派遣し、在宅生活の継続を支援する。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は川崎市とする。ただし、事業の運営については、適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「法人」という。）に委託することができる。また、法人は、ホームヘルパーの派遣について適切に業務を実施できるサービス提供事業者（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に居住する65歳以上の高齢者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 介護保険法に基づく要介護認定の結果、要介護1から要介護5と認定された者
- (2) ひとり暮らし、高齢者世帯及び日中独居等の世帯に属する者
- (3) 継続的に訪問介護の利用を含む居宅サービス区分支給限度額までサービスを利用している者で、ケアプランについて十分に調整を行うも家事援助等の生活援助サービスを必要とする者。
- (4) 令和2年9月30日現在において、既に当該事業の利用開始の決定を受けている者
2 前項の規定にかかわらず、次の各号の施設等に入院・入所している場合は、利用の対象とならない。

- (1) 医療機関
- (2) 介護保険法に基づく「介護保険施設」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「認知症対応型共同生活介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設」
- (3) 老人福祉法第29条に基づく有料老人ホーム
- (4) 社会福祉法第2条第2項に規定する施設
- (5) 第1号から第4号以外の施設等で、介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設等

(サービス内容)

第4条 事業の対象者は、次に掲げるもののうち、基本サービス及び本人や家族が行うことが困難で必要となるサービスについて利用することができる。

- (1) 基本サービス
 - ア 利用者の安否及び顔色等を確認する健康チェック
 - イ 換気、室温、日当たりの調整等を行う環境整備
 - ウ 相談援助、情報収集や提供

(2) 掃除

- ア 居室内やトイレ、卓上等の清掃
- イ ゴミ出し
- ウ 準備、後片づけ

(3) 洗濯

- ア 洗濯機又は手洗いによる洗濯
- イ 洗濯物の乾燥（物干し）
- ウ 洗濯物の取り入れと収納
- エ アイロンがけ

(4) 利用者不在のベッド又は布団でのシーツ交換、布団カバーの交換等

(5) 衣類の整理及び被服の補修

- ア 夏・冬物等の入れ替え等の衣類の整理
- イ ボタン付け、破れ等の被服の補修

(6) 一般的な調理及び配膳、後片づけ

(7) 日用品等の買物及び薬の受け取り（内容、品物、つり銭の確認を含む。）

（派遣日及び派遣時間）

第5条 事業の対象者は、年間を通して日曜・祝日を含むすべての日によりホームヘルパーの派遣を利用することができる。

2 派遣時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、必要やむを得ない場合については、午後5時から午後8時までの間の派遣も利用することができる。

（利用時間）

第6条 事業の対象者は、1時間単位により1週間のうち最高2時間までの利用ができる。

（利用開始の申請）

第7条 削除

（利用開始の選定）

第8条 削除

（利用開始の決定）

第9条 削除

（利用者の報告責務）

第10条 利用者は、「要介護者生活支援ヘルパー派遣利用申請書兼確認票（第1号様式）」の基本情報、緊急連絡先等に変更がある場合は、速やかに担当支援センターに報告しなければならない。

（事業者による情報提供）

第11条 事業者は、利用者の身体状況及び家族状況等の変化、サービス内容の変更、停止及び事業の廃止に関する意向を把握した場合は、速やかに「要介護者生活支援ヘルパー派遣連絡票」を作成し、担当支援センターに送付するものとする。

（モニタリングの実施）

第12条 担当支援センターは、利用者に対して、その状態を定期的に把握するため、年に1回程度、モニタリングを実施するものとする。

2 担当支援センターは、モニタリングを実施した結果を「ヘルパー利用状況確認票（第4号様式）」に記載の上、福祉事務所に報告する。

（利用変更の申請）

第13条 サービス内容等の変更を希望する者（以下「変更申請者」という。）は、担当支援センターに事業の利用変更について申請するものとする。

（利用変更の選定）

第14条 担当支援センターは、変更申請者への聞き取りや居宅への訪問等によって、サービス内容等を変更することの可否について確認を行う。

2 担当支援センターは、変更申請者に関する次の書類の写しを、担当の介護支援専門員から收受するものとする。ただし、第1号から第3号については、サービス内容等変更後の事業を導入した暫定計画であることとする。

（1）「居宅サービス計画書（1）」

（2）「居宅サービス計画書（2）」

（3）「週間サービス計画表」

（4）「サービス利用票」

（5）「サービス利用票別表」

3 担当支援センターは、第1項における確認及び前項第1号から第5号の書類の確認をし、介護保険制度及び他の在宅福祉サービスの利用状況等を考慮しながら、サービス内容等を変更することの可否について選定を行う。

4 担当支援センターは、前項の結果、サービス内容等の変更ができると選定した場合は、変更するサービス内容等について、「要介護者生活支援ヘルパー派遣利用申請書兼確認票（第1号様式）」を作成する。

5 担当支援センターは、福祉事務所に第4項で作成した「要介護者生活支援ヘルパー派遣利用申請書兼確認票（第1号様式）」の写しを送付する。

6 福祉事務所は、担当支援センターより送付された書類を基に、介護保険制度及び他の在宅福祉サービスの利用状況等を考慮し、サービス内容等を変更することの可否及び変更後のサービス内容等を再確認する。

（利用変更の決定）

第15条 福祉事務所長は、前条第6項に基づき、サービス内容等を変更することの可否について決定し、「要介護者生活支援ヘルパー派遣決定通知書（第3号様式）」により変更申請者、担当支援センター、事業者及び法人へ通知する。また、事業者及び法人に「要介護者生活支援ヘルパー派遣利用申請書兼確認票（第1号様式）」の写しを送付する。

2 担当支援センターは、事業の利用変更が決定した者について、前項に定める決定通知に基づき、事業者とサービス提供に係る調整を行う。

（利用停止及び廃止の申請）

第16条 次の各号の事由のいずれかに該当し、事業の利用停止及び廃止に該当する者（以下「停止及び廃止申請者」という。）は、担当支援センターに事業の利用停止及び廃止について申請するものとする。

- (1) 第3条第1項に規定された対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 第3条第2項第2号から第5号に掲げる施設等に入所したとき。
- (3) 医療機関への入院期間が1か月に達するとき。
- (4) 市外へ転出したとき。
- (5) 自宅以外の場所に宿泊する期間が1か月に達するとき。
- (6) 死亡したとき。

2 福祉事務所長は、当該事由確認後、速やかに利用を廃止するものとする。ただし、おおむね6か月以内に事業の利用を要する状態になることが予想される場合には、利用を停止することができるものとする。

3 当該事由が消滅し、事業の利用停止を解除するには、事業を利用する介護者等が、その旨を福祉事務所長に申し出るものとし、福祉事務所長は、当該事由の消滅を確認後、速やかに給付の停止を解除するものとする。

(利用停止及び廃止の選定)

第17条 担当支援センターは、停止及び廃止申請者への聞き取りや居宅への訪問等によって、事業を停止及び廃止する理由等について確認を行う。

2 担当支援センターは、停止及び廃止申請者に関する次の書類の写しを、担当の介護支援専門員から收受するものとする。ただし、第1号から第3号については、事業の利用停止及び廃止後の支援を導入した暫定計画であることとする。

- (1) 「居宅サービス計画書（1）」
- (2) 「居宅サービス計画書（2）」
- (3) 「週間サービス計画表」
- (4) 「サービス利用票」
- (5) 「サービス利用票別表」

3 担当支援センターは、第1項及び前項第1号から第5号を確認し、事業の利用を停止及び廃止することの可否について選定を行う。

4 担当支援センターは、前項の結果、事業の利用を停止及び廃止することができると選定した場合は、「要介護者生活支援ヘルパー派遣利用申請書兼確認票（第1号様式）」を作成する。

5 担当支援センターは、福祉事務所に前項で作成した「要介護者生活支援ヘルパー派遣利用申請書兼確認票（第1号様式）」の写しを送付する。

6 福祉事務所は、担当支援センターより送付された書類を基に、事業の利用を停止及び廃止することの可否を再確認する。

(利用停止及び廃止の決定)

第18条 福祉事務所長は、前条第6項に基づき、事業の利用を停止及び廃止することの

可否について決定し、「要介護者生活支援ヘルパー派遣決定通知書（第3号様式）」により停止及び廃止申請者、担当支援センター、事業者及び法人へ通知する。

（申請以外の変更、停止及び廃止）

第19条 担当支援センターは、第7条第1項及び第13条第1項に基づく申請のほか、第10条に定める利用者からの報告及び第11条に定める「要介護者生活支援ヘルパー派遣連絡票」によって、利用者の基本情報及び緊急連絡先等の変更、身体状況及び家族状況等の変化、サービス内容の変更、事業の停止及び廃止に関する意向を把握した場合は、利用者への聞き取りや居宅への訪問等により、利用者の状態を確認し、必要に応じて事業の利用変更、停止又は廃止の手続きを行う。

（迅速なサービス提供の実施）

第20条 第14条に基づく介護支援専門員からの書類の收受について、担当支援センターは、利用者の生活実態から迅速なサービス提供の変更が必要であると判断した場合は、介護支援専門員から直接サービス変更内容等を確認することで、事業のサービス内容等を変更することの可否について選定を行うことができるものとする。

2 第15条に基づく決定について、担当支援センターは、利用者の生活実態から迅速なサービス提供の変更が必要であると判断した場合は、福祉事務所に連絡、確認することにより、福祉事務所長による決定の前に、サービス提供の変更ができるものとする。ただし、速やかに「要介護者生活支援ヘルパー派遣利用申請書兼確認票（第1号様式）」作成し、併せて迅速なサービス提供の変更が必要と判断した理由を、「川崎市地域包括支援センター実態把握票①」又は「川崎市地域包括支援センター実態把握票②」に記載の上、福祉事務所に送付するものとする。

（各関係機関の役割）

第21条 各関係機関の役割は次のとおりとする。

（1）担当支援センター

- ア 事業の利用変更、停止及び廃止に関する申請の受付
- イ 事業の利用変更、停止及び廃止に関する対象者状況の把握
- ウ 事業の利用変更、停止及び廃止に関する選定及び関係書類の作成
- エ 福祉事務所への連絡業務
- オ 事業者との連絡調整
- カ 利用者のモニタリング
- キ 緊急時における対応を想定した関係機関等への連絡調整準備

（2）法人

- ア 事業者への指導調整
- イ ヘルパー派遣委託料の支払事務
- ウ ヘルパー派遣数の管理、調整
- エ サービス実施状況の把握及び実績報告書の作成

（3）福祉事務所

ア 事業の利用変更、停止及び廃止に関する決定

(4) 事業者

ア 利用者へのヘルパー派遣及びサービスの提供

イ 「要介護者生活支援ヘルパー派遣連絡票」の作成及び送付

(利用料)

第22条 利用者は、別表の基準により派遣に要した費用を事業者へ支払うものとする。

2 前項の利用料については、事業者が利用者から徴収する。

(サービス提供事業者の服務心得)

第23条 事業者は、次の各号に留意をし、ホームヘルパーの派遣を実施しなければならない。

(1) 派遣世帯の立場を尊重し信頼を得るとともに、業務は迅速かつ確実に処理すること

(2) 業務上知り得た秘密については漏らしてはならない

(3) 派遣世帯の個人的な事情に立ち入らないこと

(4) ホームヘルパーに対して、採用時の研修及び年1回以上の研修を実施すること

(業務報告)

第24条 事業者は、月ごとに「要介護者生活支援ヘルパー派遣事業業務報告書(第5号様式)」及び「要介護者生活支援ヘルパー派遣事業利用者別集計表(第6号様式)」を法人に提出する。

2 法人は、前項の報告書等により、月ごとに実績を市長に報告する。

(委任)

第25条 この要綱に定めのない事項については、別途、健康福祉局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 川崎市ふれあい型ホームヘルパー派遣事業実施要綱(平成12年4月1日制定)は、廃止する。

3 前項の規定にかかわらず、本要綱施行の際に、現に川崎市ふれあい型ホームヘルパー派遣事業実施要綱によりホームヘルパー等の派遣を受けている者については、本要綱により派遣されたものとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成11年度中にホームヘルプを利用し、生計中心者の前年度所得税非課税の世帯に対する減額措置については、「その他の世帯」の利用料と同額とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の日前に、現に、改正前の川崎市要介護者生活支援ヘルパー派遣事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第8条の規定により、利用者と決定されている経過的要介護者（旧要綱第11条第1項各号のいずれにも該当しない場合に限る。）又は、旧要綱第7条第1項の規定により利用の申出をし、平成18年4月1日以降に第8条の規定により、利用者と決定された経過的要介護者の事業の利用については、当該者の介護保険による当該要介護認定の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表

区分	利用料 (1時間あたり)
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律による生活支援給付を受けている者及びその配偶者	0円
*減免：市町村民税非課税世帯で、かつ生活困窮者	100円
その他の世帯	200円

*減免：川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額事業実施要綱に基づく減額対象者

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から適用する。